

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに発令された地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 免 職

(1) 欠勤事故

被処分者	主事 26歳
事案の内容	被処分者は、平成27年4月27日 午前11時頃より行方不明となり、平成27年7月21日現在に至るまで、56日と5時間無届欠勤を継続し、区の業務の正常な運営を著しく阻害した。
処分の内容	懲戒免職
発令年月日	平成27年10月31日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

2 停 職

(1) 公務外における非違行為

被処分者	主事 45歳
事案の内容	被処分者は、平成27年4月14日 午前5時42分頃、自宅パソコンにてファイル共有ソフトを利用し、著作物をインターネット上にアップロードした容疑で逮捕され、30万円の罰金刑を受けた。
処分の内容	停職 1月間
発令年月日	平成27年7月31日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第3号

(2) 自己所有でない自転車の無断使用

被処分者	主事 27歳
事案の内容	被処分者は、平成27年9月6日、駅付近のビルに停めてあった無施錠の自転車に乗り帰宅していたところ、警察官に職務質問され、警察署に連行された。
処分の内容	停職 5日間
発令年月日	平成27年10月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

(3) 申請者に対しての不適切な対応

被処分者	主事 34歳
事案の内容	被処分者は、調査権限がないにも関わらず、業務において使用が禁止されている自身の携帯電話を用いて、再三にわたり申請者に連絡するとともに、事実確認に際して虚偽報告を繰り返した。 これらの行為は、本来業務から著しく逸脱し、個人情報 の 不当利用に当たるものであるとともに、相手方に多大な不安を与え、警察から厳重注意を受ける事態を招いた。
処分の内容	停職 10日間
発令年月日	平成28年2月29日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

3 減給

(1) 欠勤事故

被処分者	主事 53歳
事案の内容	被処分者は、平成27年7月7日・8日・10日・13日の合計4日間、無届欠勤を重ねた。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	平成27年10月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

#### 4 戒 告

##### (1) 公的年金に係る特別徴収事務の誤り (監督責任)

被処分者	副参事 46歳 主事 51歳
事案の内容	被処分者は、年金受給者の特別区民税・都民税に係る特別徴収事務において、職員を監督する立場にありながら、その職責を全うしなかったことにより、納税義務者27,115人が普通徴収となる事態を招くとともに、対応に係る経費を生じさせ、区政に対する信頼を著しく貶めた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成28年2月29日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号

##### (2) 不適切な契約事務

被処分者	主事 31歳
事案の内容	被処分者は、別途契約が必要な工事案件について、適正な工事進捗管理を怠ったことにより、契約締結前に工事着手がなされるという事態を生じさせ、工事中止後に契約締結を行う事態を招いた。
処分の内容	戒告
発令年月日	平成28年3月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号